

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和6年6月26日
独立行政法人国民生活センター

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめましたので公表します。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、環境配慮契約の締結に努めました。

2. 令和5年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている調達に関して環境配慮契約の締結に努めた結果は、以下のとおりです。その他、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、建築物の設計業務、建築物の維持管理、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び産業廃棄物処理に係る契約に関し、令和5年度においては環境配慮契約法に基づく対応の対象となった契約締結実績はありません。

① 電気の供給を受ける契約

当センター相模原事務所、東京事務所において使用する電気の調達に関して、環境配慮契約とされる裾切り方式（※）による入札を実施しました。その結果、入札者がありませんでしたので、随意契約により電力供給契約（高圧）を締結しました。

（※裾切り方式）：当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギーもしくは新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値等をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものです。